

# 贈与税 ～教育資金の一括贈与～

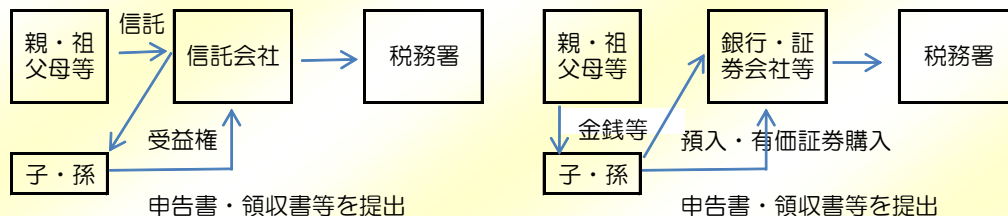
今回は、平成25年4月1日から既にスタートし注目を集めている『教育資金の一括贈与の非課税措置』についてみていきましょう。



## (1) 制度の概要

親や祖父母等が30歳未満の子や孫等の**教育資金**（幼・小・中・高・大学等に支払われる入学費や授業料等をいいます）に**充てるため**、下記の要件を満たす贈与をした場合には、一括で贈与しても非課税とされることになりました。今までは、必要な時に必要な分に限り贈与税が非課税とされていまして、教育資金に限定されますが事前にまとまった資金の贈与がしやすくなったといえます。また、期間中であれば一度だけでなく、限度額までは分割による贈与も可能です。

- ① 期間・・・平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に
- ② 金額・・・1人につき1,500万円（学校等以外に支払われる金銭は500万円）まで
- ③ 方法・・・教育資金管理契約に基づき  
親や祖父母が信託会社と締結した信託の受益権を子や孫が取得  
親や祖父母から贈与された金銭を子や孫が銀行等に預入  
親や祖父母から贈与された金銭で子や孫が有価証券を購入
- ④ 手続き・・・子や孫は信託等が行われるまでに信託会社等に『教育資金非課税申告書』を提出します。その後、金銭等を教育資金に利用した際に領収書等を提出すれば、信託会社等が税務署へ申告書を提出してくれます。



## (2) 注意すべき点

### ① 学校等以外の教育費がどこまで認められるか？

学習塾、野球やサッカーなどのスポーツ教室、ピアノ・絵画などの習い事に対する月謝、入会金などは認められていますが、個人で一般に購入するテキストや野球のグローブなどは認められていないなど細かなきまりがありますので、利用する際には該当するかどうかの確認が必要です。

### ② 使いきらなかった場合は・・・

30歳になるまでに教育資金として使いきらなかった場合には、その残額に対し贈与税が課せられます。幼稚園から高校まで私立に通うと『学校教育費』は約1,110万円、公立の場合は約180万円かかるといわれています。進路の選択によっては使いきれないかもしれません。その場合、相続税より負担が重くなってしまう可能性もありますので、将来がまだ定まっていない孫への贈与は一定のリスクがあります。

### ③ 他の規程との関係は・・・

この制度は、暦年課税の非課税枠（110万円基礎控除）や相続時精算課税制度（NO.20参照）と併用することができます。よって、これらを組み合わせて贈与を検討することが必要ですね。